（前のページより続き）
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（同一六三五）　九一
○東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一〇〇〇）　九三
○野付半島・野付湾鳥獣保護区の存続期間を更新した件（環境七六）　九四
○野付半島・野付湾特別保護地区を指定した件（同七七）
○宍道湖鳥獣保護区の存続期間を更新した件（同七八）
○宍道湖特別保護地区を指定した件（同七九）　九五
○湯湾岳鳥獣保護区の存続期間を更新した件（同八〇）
○湯湾岳特別保護地区を指定した件（同八一）　九六
○自衛隊飛行場に係る告示の変更に関する件（防衛二五一）
○道路に関する件
（東北地方整備局八一ノ八四）　一〇〇
○道路に関する件
（関東地方整備局二一七、二一八）
○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（同二一九、二二〇）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同二二一）
○道路に関する件
（北陸地方整備局六一、六二）　一〇三
○道路に関する件
（近畿地方整備局一〇一ノ一〇三）
○道路に関する件
（中国地方整備局八一）
○道路に関する件
（四国地方整備局五六ノ五九）

〔官庁報告〕

官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）
四国地方整備局公示（四国地方整備局）
基本測量関係事項公告（国土交通省）

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和七年度分）（財務省）　令和七年度

〔公　告〕

諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、特例投資家関係適格機関
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
令和六事業年度・年度財務諸表（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・国立研究開発法人海洋研究開発機構・国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構・独立行政法人情報処理推進機構・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇子ども・子育て支援法施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令（政令第三百六十号）（こども家庭庁）

第１　子ども・子育て支援法施行令の一部改正

１　子ども・子育て支援法施行令第四条第一項第二号に規定する満三歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての児童福祉法等の一部を改正する法律による改正後の子ども・子育て支援法（以下「新子ども・子育て支援法」という。）第二十九条第三項第二号及び第三十条第二項第一号の政令で定める額を零とする。（第九条第一項関係）

２　新子ども・子育て支援法第六十六条の三第一項に規定する施設型給付費等負担対象額の算定において合算する額に、新子ども・子育て支援法第二十九条第三項第一号に掲げる額を加える。（第二十三条第一号関係）

３　その他所要の改正を行う。

第２　国家戦略特別区域法施行令の一部改正

第五条の規定を削除する。（第五条関係）

第３　附則

１　この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

２　その他所要の改正を行う。

◇労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第三百六十一号）（厚生労働省）

第１　労働安全衛生法施行令の一部改正

１　統括安全衛生責任者の選任に係る基準の見直し

統括安全衛生責任者の選任を要しない事業場の基準を、労働者の数ではなく、作業従事者の数とする。（第七条第二項関係）

２　機械等貸与者が講ずべき措置に係る対象機械等の拡大

他の事業を行う者に機械等を貸与している者が、当該機械等の貸与を受けた事業を行う者の事業場において、当該機械等による労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない機械等に、フォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーを加える。（第十条関係）

３　建築物貸与者が講ずべき措置に係る対象建築物の拡大

他の事業を行う者に建築物を貸与する者が、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない建築物について、事務所又は工場の用に供される建築物から、事務所、工場その他の事業の用に供される建築物に拡大する。（第十一条関係）

４　登録教習機関の登録有効期間に係る規定の整理

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律により、労働安全衛生法第七十七条第四項が同条第五項となることに伴い、同項を引用する規定について所要の改正を行う。（第二十三条の二関係）

５　車両系機械運転技能講習の対象となる車両系機械の規定

車両系機械運転技能講習の対象となる車両系機械を、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用、解体用及び基礎工事用のものに限る。）とする。（第二十四条関係）

６　その他所要の改正を行う。

第２　労働安全衛生法関係手数料令の一部改正

１　特定機械等の製造許可に係る手数料の見直し

特定機械等の製造許可に係る都道府県労働局長への申請手数料を、登録設計審査等機関が特定機械等の設計審査を実施した場合は四万四千円、都道府県労働局長が当該設計審査を実施した場合は八万二千五百円とする。（第一条第二号関係）

２　その他所要の改正を行う。

第３　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第１の４の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。（附則関係）